

令和6年12月13日

課名 健康福祉局健康危機管理課

担当者 担当課長 片平

内線 3079

「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定素案について

1 要旨・目的

広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年策定、以下「県行動計画」という。）は、感染症危機に際して迅速に対処するため、予め有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものであり、今般、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応で明らかとなった課題等を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことができるよう全面改定する。

2 現状・背景

- 新型コロナ対応では、感染症危機が、県民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての県民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ効果が期待されるものではないことを浮き彫りにした。
- 次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

3 素案の概要（骨子からの方針変更なし）

(1) 計画期間

なし（ただし、実効性確保の観点から、「広島県感染症予防計画（第5版）」の見直し状況及び新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）に係る新たな知見等を踏まえ、概ね6年ごとに改定について検討を行い、所要の措置を講ずる。なお、新型インフルエンザ等が発生し、対応が行われた場合は、その対応経験を基に見直しを行う。

(2) 改定に当たっての考え方

ア 令和6年7月に改定された国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を基本とする。

（主な改定内容）

- ・ 平時の準備の充実
- ・ 対策項目の拡充、精緻化及び横断的視点の設定
- ・ 幅広い感染症に対応する対策の整理及び柔軟かつ機動的な対策の切替え

イ 本県の新型コロナ対応の振り返りにおいて整理した課題や解決策を的確に反映させるとともに、関係者が一体となって、より一層連携するよう、計画の見直しを行う。

ウ 本県の最上位計画である「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」及び感染症予防施策の基本となる「広島県感染症予防計画（第5版）」等の関連計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示す。

【基本理念】

新型インフルエンザ等が発生しても、全ての県民が安心して暮らすことができる社会を実現します。

【目指す姿】

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。
- ・ 感染症危機に当たっては、県民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、県民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。
- ・ 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。

(3) 取組の方向

新型インフルエンザ等対策を社会全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、対策を13項目に区分の上、次のとおり、有事やその準備段階で的確かつ迅速に対応していく。

区分	主な取組の方向
平時の備えの整理や拡充	○ 行うべき対策の関係者間での共有とその準備の整理 ○ 関係者や県民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善 ○ 協定の締結による有事の医療・検査体制の確保 ○ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・市町の連携等のためのDXの推進や人材育成
感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	○ 幅広い感染症を念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策の整理 ○ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替え ○ 県民の理解・協力を得るための科学的根拠に基づいた情報発信

(4) 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条

4 スケジュール

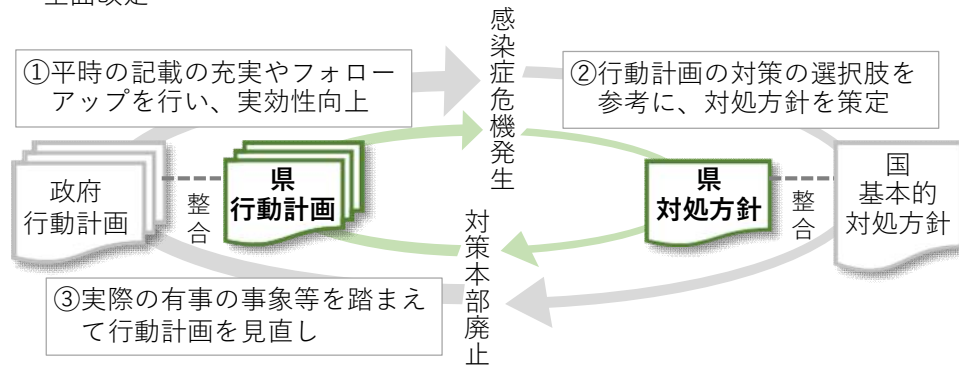
1月14日～2月12日 パブリックコメントの実施

3月 県感染症対策連携協議会を経て、計画策定

第1章 県行動計画について

1 県行動計画改定の趣旨

- 感染症危機に際して迅速に対処するため、特措法に基づき、平時の備えや有事の対策の内容を示した計画（県行動計画は平成25年12月策定）
- 今般、新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、県行動計画を全面改定



4 県行動計画改定の基本（政府行動計画の改定）

- 県行動計画の見直しに当たり、政府行動計画の改定内容を基本とする。

新型コロナウイルス対応等での課題	政府行動計画改定のポイント
(1)平時の備えの不足 ・ 新型インフルエンザを想定 ・ 医療・検査体制の立上げ ・ 都道府県等との連携	(1)平時の準備の充実 ・ 幅広い呼吸器感染症を想定 ・ 都道府県と医療機関との協定による医療・検査体制の確保 ・ 定期的な訓練による不断の点検・改善
(2)状況変化への対応の課題 ・ 複数の波への対応と長期化 ・ 対策の切替えのタイミング ・ 社会経済活動とのバランス	(2)対策項目の拡充や対策の切替え ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定 ・ 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替え ・ 対策項目の拡充（6⇒13項目）と記載充実 ・ 対策項目ごとに3区分（準備期・初動期・対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
(3)情報発信の課題 ・ 科学的根拠に基づく情報発信 ・ 対策の意図等の伝達 ・ 感染症に係る偏見差別の発生	(3)情報発信の強化 ・ リスクコミュニケーションのあり方の整理・実施

2 基本理念

- 新型インフルエンザ等が発生しても、全ての県民が安心して暮らすことができる社会を実現します。

3 目指す姿

- 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。
- 感染症危機に当たっては、県民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、県民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。
- 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。

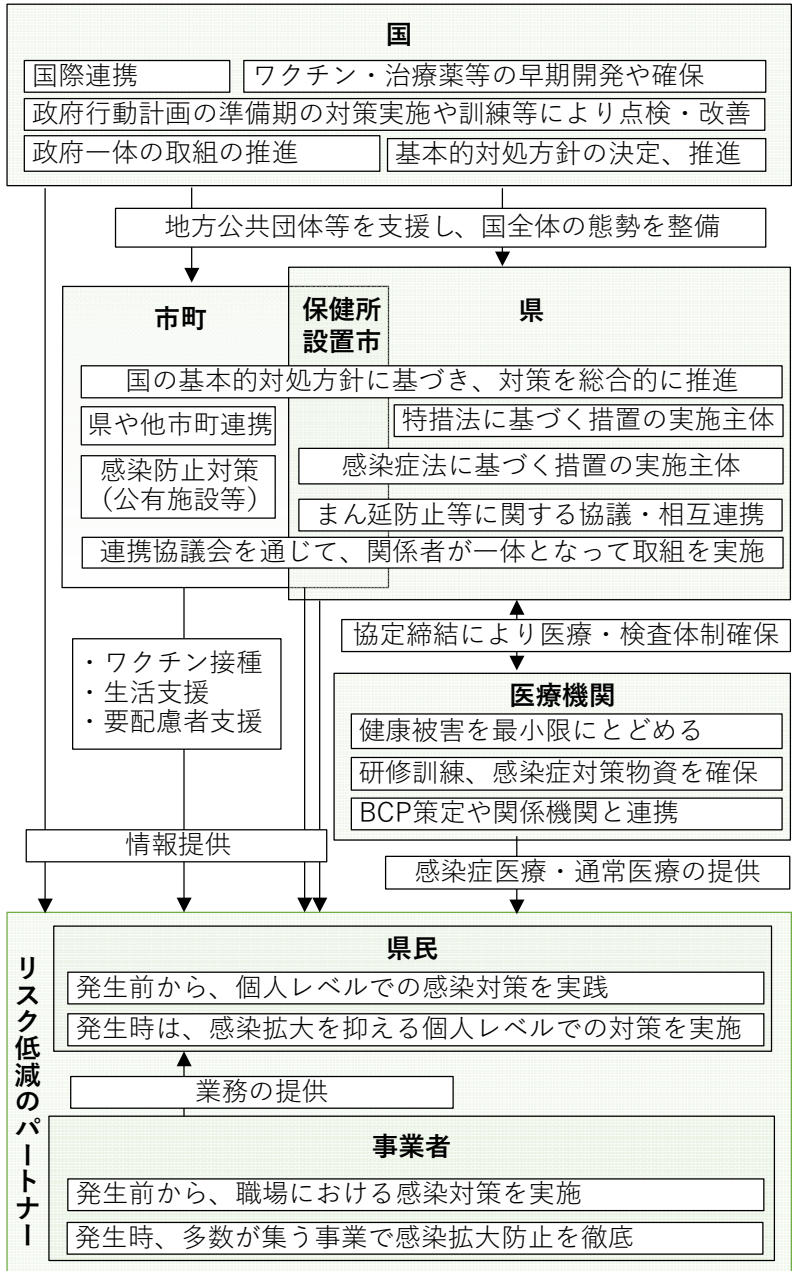
5 県行動計画改定の基本（本県の新型コロナ対応の振り返り）

- 県行動計画には、本県の新型コロナ対応の振り返りを反映させる。

新型コロナウイルス対応での課題	解決策の仮説
感染症に対する 県民の理解や正しい知識の普及につながる情報発信、流行状況等の情報共有の工夫が不十分	・ 保健所設置市等と連携した情報分析センターによる一元的な情報収集・分析・提供 ・ 対策の意図が報道されるようメディアミーティングを実施 ・ 専門家の意見を踏まえたデータに基づく情報発信 ・ 平時から患者発生時の公表項目を明確化 ・ 実例数の少ない時期には、国収集の情報により感染リスクが高い場面を啓発
検査体制や医療提供体制について、感染の急拡大に即応するための平時の準備が不十分	・ 平時から協定により、病床、外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣、検査能力、宿泊療養施設を確保 ・ 高齢者施設における連携医療機関等の確保
感染者数の急増や情報収集・分析においてデジタル化が進んでいない状況により、保健所等の業務負担が増大	・ 疫学調査のデジタル化の推進、外部委託、市町と連携した自宅療養者支援により保健所業務を効率化 ・ 平時に役割分担を整理し、有事に人員を柔軟に集約

1 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

社会全体で対応



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

○ 平時の準備を基盤として、有事には適切なタイミングで対策を切り替える。



第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制

感染症危機は社会全体の問題として、多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じていく。

[準備期]

- 平時における対応力強化の取組<一部新>
 - ・行動計画の作成・変更や実践的な訓練等の実施、人材育成、感染症対策連携協議会を通じた関係機関間の連携体制の構築
- 新型コロナ対応時の役割分担や必要人員数を基本とした県の体制整備・強化<新・独>

[初動期・対応期]

- 県対策本部の設置、専門員会議からの意見等を踏まえた対処方針の決定<一部新>
- 必要な人員体制の強化<新・独>
- 県による市町等への新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等<新>
- 人員不足等を踏まえた他の都道府県への職員や医療関係者等の派遣・応援要請<新>

② 情報収集・分析

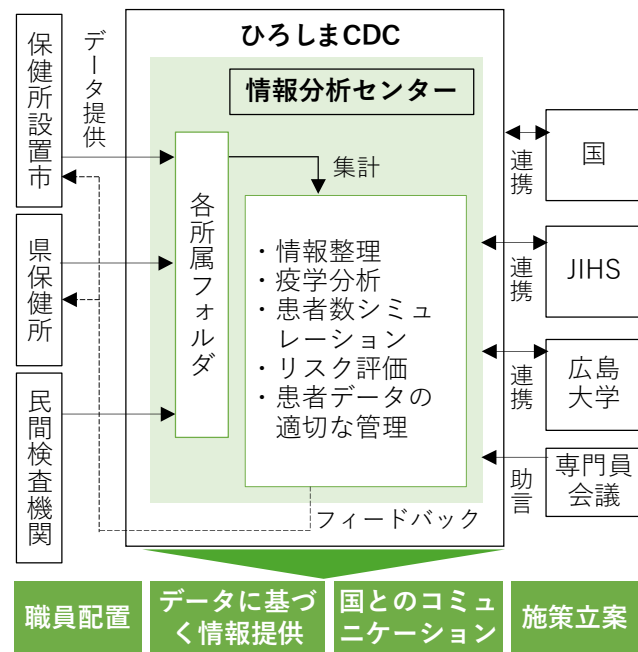
状況変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症リスクを評価し、施策上の意思決定に繋げる。

[準備期]

- ひろしまCDCを核とした感染症インテリジェンス体制の構築
 - ・ひろしまCDCの人的・組織的ネットワークの活用
- 研修等による感染症専門人材の育成<新・独>

[初動期・対応期]

- 保健所や保健所設置市等と連携した情報分析センターによる地域の感染状況に係る情報の一元的な把握<新・独>
- 感染状況、医療への負荷、社会経済に関する情報の収集・分析やリスク評価とそれに基づく感染症対策の迅速な判断・実施
- まん延防止等重点措置・緊急事態措置の要請時の根拠データの整理<新・独>
- リスク評価に基づく感染症対策の柔軟かつ機動的な切替え<新>



③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を行う。

[準備期]

- 平時の感染症サーベイランスの実施
 - ・定点医療機関での急性呼吸器感染症の流行把握
 - ・新型コロナ版J-SPEEDの運用継続や職域欠勤者のモニタリング<新・独>

[初動期]

- 有事の感染症サーベイランスの開始
 - ・全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化による患者発生動向等の迅速かつ的確な把握の強化
 - ・感染症の特徴や病原体の性状等に係る必要な知見を得るための入院サーベイランス等

[対応期]

- 流行状況に応じたサーベイランスの実施
 - ・抗体保有割合調査等による市中での流行把握<新>

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症対策を効果的に行うため、リスク情報やその見方等を共有し、県民等が適切に判断・行動できるようにする。

[準備期]

- 県民等への情報提供・共有<一部新・独>
 - ・基本的な感染対策、感染症の発生状況、とるべき行動等
 - ・偏見差別等や偽・誤情報に関する啓発
- 患者発生時の公表項目の明示<新・独>
- 有事を見据えたメディアとの関係構築<新・独>

[初動期・対応期]

- 国から得た最初期の数百症例の知見による感染リスクの高い場面の情報提供<新・独>
- 双方向のリスクコミュニケーション<新・独>
 - ・情報の受取手の反応を踏まえた情報発信
- 病原体の性状等に応じて変更する対策の情報提供<新・独>
 - ・施策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等
- 県の考え方等に係るメディアミーティングの開催<新・独>
- 県民の予見性を高めるレベル判断の指標・対策の公表<新・独>
- 生起している偏見・差別等を踏まえた科学的知見等に基づく啓発

⑤ 水際対策<新>

国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードを遅らせるため、検疫所と連携を図る。

[準備期]

- 研修・訓練等を通じた検疫所等との連携（入院調整を含む）体制の構築<独>

[初動期・対応期]

- 検疫所と連携した健康監視や積極的疫学調査によるまん延防止のための措置

⑥ まん延防止

治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大速度やピークを抑制する。

〔準備期〕

- 想定される対策の内容やその意義についての周知広報による県民等の理解の促進
- 行政、学校、高齢者施設等による感染対策の普及

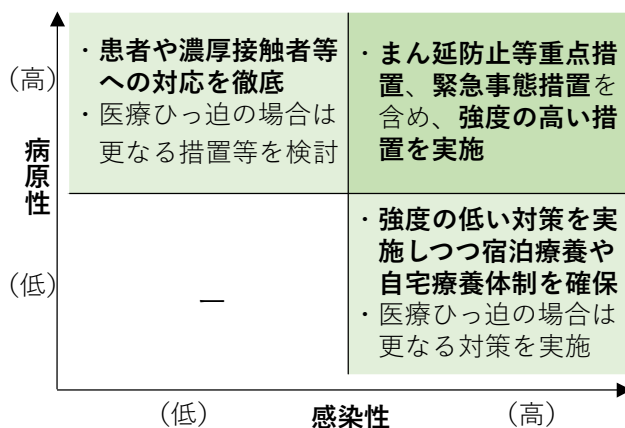
〔初動期〕

- 保健所等各機関への対応準備要請＜新・独＞

〔対応期〕

- 対策の切替えのためのレベル判断の指標の設定＜新＞
- 国が確保する治療薬の医療機関や薬局への円滑な配分＜新＞
- 感染症の特徴等や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策＜新＞
- ・対応者別（患者や濃厚接触者、事業者、学校等）
- ・時期別（病原体の性状等に応じ対応する時期等）

【病原体の性状等に応じた対応】



⑧ 医療

感染症医療と通常医療のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続し、健康被害を最小限にとどめる。

〔準備期〕

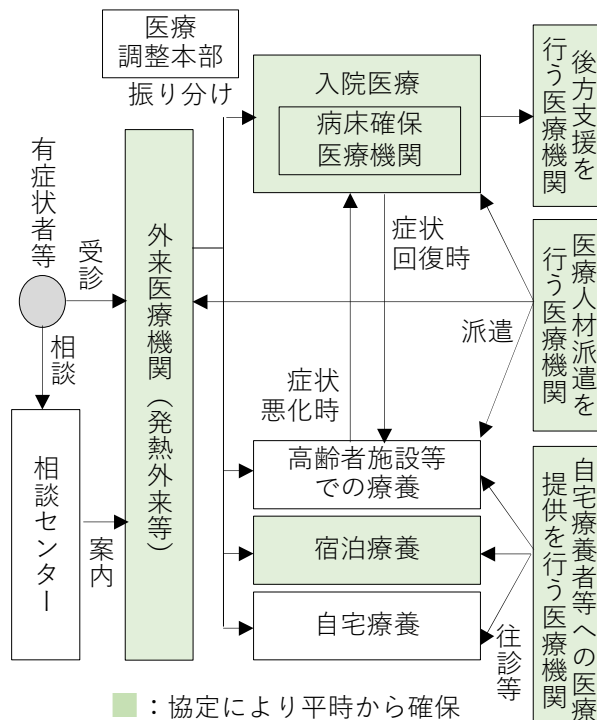
- 協定による計画的な医療提供体制の整備＜新＞
- ・病床、外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣、検査能力、宿泊療養施設を確保
- 車両確保、民間救急等との協定締結等、消防機関との申合せ等の検討による移送体制の整備＜新＞
- 研修・訓練による人材育成、資質向上＜新＞

〔初動期〕

- 受診調整等を行う相談センターの設置
- 入院受入れ先等を調整する医療調整本部の設置＜新・独＞

〔対応期〕

- 協定締結医療機関による医療の提供＜新＞
- 協定に基づく宿泊療養施設の開設・運営＜新＞
- 準備期に整理した役割分担による移送等の実施＜新＞
- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）による行政と医療機関間の医療ひっ迫情報の共有＜新＞
- 必要に応じた臨時的医療施設の設置＜新＞



■：協定により平時から確保

⑦ ワクチン＜新＞

個人の感染・重症化を防ぐとともに、重症者数等の抑制により、医療の対応可能な範囲に収める。

〔準備期〕

- 医療関係者等と連携した接種体制構築への準備＜新＞
- ・新型コロナ対応時のノウハウを継承しつつ、接種に携わる人員体制や接種場所の検討等
- 科学的根拠に基づく接種の意義や制度等の県民への理解促進＜新・独＞
- スマートフォンへの接種勧奨の通知等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化に強調＜新・独＞

〔初動期〕

- 国の方針を踏まえた接種体制の構築＜新・独＞
- ・会場や医療従事者の確保、ワクチン配分の考え方の整理等

〔対応期〕

- 構築した接種体制に基づく接種の実施＜新＞
- 高齢者施設等への巡回等による接種＜新＞
- 科学的根拠に基づくワクチンの安全性に係る情報提供や副反応に関する相談・診療体制の整備、予防接種に係る情報の積極的なリスクコミュニケーション＜新＞

⑨ 治療薬・治療法＜新＞

健康被害や社会経済への影響を最小限にとどめる上で治療薬の配分や治療法の活用を図る。

〔準備期〕

- 抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄

〔初動期〕

- 国方針に基づいた抗インフルエンザウイルス薬の使用
- ・患者の同居者や医療従事者への予防投与
- 治療薬・治療法の医療機関等への情報提供＜新＞

〔対応期〕

- 治療薬・治療法の医療機関への情報提供＜新＞
- 国が確保する治療薬の医療機関や薬局への円滑な配分＜新＞

⑩ 検査＜新＞

患者の早期発見によるまん延防止や流行実態の把握、患者を治療に繋げるため、適時検査を実施する。

〔準備期〕

- 民間検査会社等との協定による新型コロナ対応時の最大値を早期に実施できる検査体制の整備＜新＞
- 保健環境センター等における検査体制の整備＜新＞

〔初動期〕

- 国の方針に基づく検査戦略の整理と保健環境センター等を中心とした検査の実施＜新＞

〔対応期〕

- 協定等に基づく検査体制の拡充と検査の実施＜新＞
- ・無症状病原体保有者による感染拡大が懸念される場合は、PCR検査センター等、新型コロナ対応時の取組を参考に検査体制を拡充

⑫ 物資＜新＞

感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぎ、県民の生命・健康を保護する。

〔準備期〕

- 県や市町、指定地方公共機関での感染症対策物資の備蓄
- 多様な主体による個人防護具の備蓄＜新＞
- ・医療機関や社会福祉施設での回転型備蓄の推進
- ・県による有事の初動1か月の県内医療機関等の不足相分の備蓄
- 医療機関における感染症対策物資の不足状況を把握できる体制の構築＜新・独＞

〔初動期〕

- 県備蓄からの医療機関等への個人防護具の配布（不足時）

〔対応期〕

- 県備蓄からの医療機関等への個人防護具の配布（不足時）
- 医療機関等への感染症対策物資の備蓄・配置状況の確認や国への必要な対応の要請

⑪ 保健＜新＞

保健所等は地域の実情に応じた対策を実施し、県民の生命・健康を保護する。

〔準備期〕

- 保健所における有事に備えた体制整備＜新＞
- ・本庁からの応援職員、IHEAT要員、応援派遣等による保健所の有事体制に係る人員確保と研修等の実施
- ・保健所による健康危機対処計画の策定と計画に基づく人員確保、研修・訓練の実施、業務の効率化（外部委託、デジタル化等）の推進
- 保健環境センター等による有事に備えた体制整備＜新＞
- ・健康危機対処計画の策定と計画に基づく機器の整備等や調査研究の推進、関係機関等との連携体制の確保、人員体制の整備等

〔初動期〕

- 保健所における有事体制移行への準備＜新＞
- ・本庁による人員確保の準備や外部委託等の検討
- ・保健所による健康危機対処計画に基づいた移行準備（人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備等）
- 保健環境センター等による有事体制への移行準備＜新＞
- ・保健環境センター等による健康危機対処計画に基づいた移行準備（人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備等）

〔対応期〕

- 保健所及び保健環境センター等による感染症有事体制への移行と本庁による応援職員の派遣等＜新＞
- 感染状況に応じた取組＜新＞
- ・県民の理解増進のための情報や県の方針の考え方の本庁・保健所・市町の間での共有、保健活動の実施
- ・国立健康危機管理研究機構（JIHS）に対する実地疫学専門家等の派遣要請や都道府県からの保健師等の広域派遣要請
- ・保健所や保健環境センター等の業務効率化の推進
- ・国の方針を踏まえた積極的疫学調査の実施、感染状況や保健所における業務負荷を踏まえた調査対象の見直し等

⑬ 県民生活・県民経済

社会全体で感染対策に取り組むことで、県民生活・県民経済への影響を抑える。

〔準備期〕

- 行政手続きや支援金の給付等に係るDXの推進＜新＞
- 事業継続に向けた準備＜一部新＞
- ・指定地方公共機関での業務計画の策定
- ・事業者に対する柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨
- 県民や事業者に対する衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄の推奨＜新＞

〔初動期〕

- 事業継続に向けた準備等の要請＜独＞
- ・事業者に対する事業継続に向けた対策（従業員の感染リスクの低減、職場内での感染防止、欠勤者がした場合に備えた代替要員の確保）の準備要請
- ・指定地方公共機関による業務計画に基づいた事業継続の準備
- 物資等購入時における消費者としての適切な行動等の県民等への呼びかけ＜独＞

〔対応期〕

- 県民生活の安定確保に向けた対応＜一部新＞
- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等の県民等への呼びかけ
- ・感染症危機の長期化に対応するための心身への影響に関する施策（高齢者フレイル予防等）、教育や学びの継続への支援等
- 社会経済活動の安定確保に向けた対応＜新・独＞
- ・事業者への事業継続に関する要請（従業員の健康管理の徹底や職場内での感染防止対策の実施等）
- ・県及び市町による国の方針に基づく事業者支援等